

交渉情報	NO.84	かんぽ生命保険エリア本部
JP労組信越地方本部	2023年2月7日	添付資料:2部

2023年度かんぽサービス部の拠点運営に向けた対応について

かんぽ生命保険エリア本部は、本日（2月7日）「2023年度かんぽサービス部の拠点運営に向けた対応」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2023年度は重要な年度であり、4月から万全の体制で営業活動に注力するため、各拠点で3月までに事前準備を行うとしています。

また、これら事前準備が出来るよう、これまで3月末に示していた営業方針も今回前倒しで方向性を示すとしています。併せて、人事異動の前倒しや異動予定の拠点へ出張し新しい管理者等と協議出来るようにする等の対応を実施するものです。

1. 会社との主なやりとり

(1) 地本は、かんぽ不適正営業における管理者への不安が払しょくできないなかで、しっかり管理者から説明することができるのか求めました。

エリア本部は、かんぽサービス部長に理解してもらうために、支店単位でかんぽサービス部長と集合で説明し共有したとし「決して過去のように対策だけを協議し、実績だけに着目した指導を行わないこと」を確認した。また、コンサルタント社員への説明の際は、リテールサービス統括部の管理社員が同席し、全社員が理解するまで丁寧に説明するとしています。

(2) 地本は、なぜこの時期に「2023年度かんぽサービス部の拠点運営に向けた対応」を行うのかについて、説明を求めました。

エリア本部は、2023年4月の定期人事異動にかかる管理者への内命が2月6日（月）に前倒しで実施されたことから、4月から万全な体制で営業活動に注力するためには、今年度の自身の活動や2023年度にどのような姿を目指し、どのくらいの活動・販売を目指す水準とするのかを見定め、管理者と共有・対話し、3月までに策定します。また、4月以降は、策定した育成・行動計画に則って営業活動を実施するとしています。

2. 組合説明および社員説明

(1) 職場労使委員会の窓口

かんぽサービス部長は【別添1】社員周知用資料「2023年度の「拠点運営に向けた対応」により、職場労使委員会の窓口で説明を行う。

また、参考資料として【別添2】を使用する。

(2) 支部労使委員会の窓口

支店業務部長は、2月期の支部定例窓口の議題として別添について説明する。ただし、2月期は、三六協定締結に向けたスケジュール調整等があるため、三六協定締結にかかる説明と同時でも差し支えない。なお、職場単位で2月17日（金）までに職場労使委員会の窓口及び社員周知を実施済みである旨を伝える。

(3) 社員周知

項番1の説明と社員周知は同時並行で2月17日（金）までに実施する。

3. その他

(1) 職場労使委員会の窓口担当者は、社員説明と同様の説明が行われます。

よって、窓口では職場組合員の疑問点等があれば、窓口で説明を求める等の対応願います。

(2) 支部労使委員会の窓口担当者は、職場労使委員会の窓口で疑問点等が整理できない場合に、支部窓口で確認願います。